

多賀城市消費生活 版 第10号

消費者トラブルのきっかけは、SNSの広告や知人から？

お試しサプリメントを注文したら定期購入に？

SNSサイトの広告に、1回300円でダイエット用サプリメントのお試しができると書いてあったので、クレジットカード番号を入力して注文した。その後、外国から商品が何度か届き、あとでクレジットカードの利用明細を見たら、最初の300円以外に12000円と6000円の請求額があり、定期購入にされていた。商品の発送伝票には外国の住所らしき記載はあるが、電話番号の記載が無く連絡ができない。

マルチ商法に勧誘された

SNSを通して同級生から連絡があり、3日前に会ったところ、同級生が働いている化粧品販売会社を案内された。その会社で同級生ともうひとりの社員か

出会い系サイトに誘導された

SNSで知らない男性から「友達になって欲しい」と申請があり承認した。その後、その男性から「今後違う方法で連絡がとりたいのでサイトに登録してほしい」とメッセージが来てやむをえず男性の言うサイトに登録したら、そのサイトが出会い系サイトだった。男性から連絡先を送るといふメールが届いたが文字化けで読めず、そのことを男性にメールで伝えたら「文字化けを解除するには3000円を支払ってサイトに正会員の登録をしないとできない」と言われ、男

SNSに表示される広告の中には、SNSに登録した消費者自身の個人情報等が反映され、一部の人の対してのみ表示される「ターゲットイング広告」と呼ばれるものがあります。消費者の興味関心がある広告のため、通常の広告よりも印象深く、つい見たくなくなってしまう。



性と連絡を取りたかったのでもしかたなくクレジットカードで支払った。

SNS広告の特徴とは

また、SNSの広告は短期間だけ表示される場合があります。トラブル発生後に消費者が再度広告を確認しようとしても、広告の表示が終わっていたり、広告から購入までの経過を再現する

ことが難しかったりするため、トラブルの救済、拡大防止の取組が困難となつていきます。

消費者へのアドバイス

「大手SNSに表示される広告だから、リンク先も安心できる通販サイトだろう」といった思い込みをせず、広告の表示だけでなく、広告からリンクした先の通販サイトの表示や利用規約を確認しましょう。また、表示されている画面を保存したり、印刷しておくことで、トラブル解決に役立つことがあります。

アドバイス②

SNSに登録・掲載する個人情報などが、どのような広告等へ利用されるの

か、その範囲について、利用規約やプライバシーポリシー等で確認しましょう。その上で、広告の表示等について制限をかけられる場合は、その活用についても検討しましょう。

アドバイス③

SNSに限らず、インターネット上では匿名でのやり取りが可能です。従って、やり取りをしている相手のSNS上のプロフィール情報が本物である保証もありません。SNS上でのみの相手とやり取りをする場合は相手を書き込んだ情報を行うのみにしないことが大事です。



暖房器具の使い方には十分にご注意ください

ストーブやこたつなどの暖房器具は、使用方法を間違えると火災や火傷などの原因となる場合があります。取扱説明書をよく読み、正しい使い方を守りましょう。

また、流通している製品の中には、欠陥が見つ

かってメーカーがリコールしているものがあります。新聞広告、テレビCMのほか、消費者庁のホームページ「リコール情報サイト」上でリコール製品の公表をしていますので、ご確認ください。

出典 (独) 国民生活センター

「怪しい電話が来た」「頼んでもいないのに商品が届いた」「身に覚えのない請求が来た」など…

困ったときや、おかしいと思ったときは、すぐに下記までご相談ください。

多賀城市消費生活相談窓口（市民相談室） 市役所2階
電話：022-368-1141 内線237・238

- 月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く） 午前8時30分～午後5時
- 専門の相談員がおります。お気軽にご相談ください。秘密は厳守いたします。

土曜日、日曜日のご相談は、宮城県消費生活センターをご利用ください。
受付時間：午前9時～午後4時 電話：022-261-5161